

匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成24年11月21日(水)午後3時00分から午後4時10分まで

2 開催場所 市民ふれあいセンター視聴覚室

3 出席委員(27名)

1番	鈴木正夫	委員	2番	菱木信治	委員
3番	伊能正啓	委員	4番	熱田幸子	委員
5番	鈴木一郎	委員	6番	江波戸博	委員
7番	大木岩五郎	委員	8番	岩井淳	委員
9番	渡邊弘仁	委員	10番	實川元久	委員
11番	塚本虎之助	委員	12番	二村正美	委員
13番	伊藤定夫	委員	14番	川口京子	委員
15番	太田忠治	委員	16番	大木清	委員
17番	及川誠	委員	18番	大木一夫	委員
19番	伊藤秀雄	委員	20番	加瀬浩市	委員
21番	林豊	委員	22番	増田正義	委員
23番	大木傳一郎	委員	24番	石毛俊雄	委員
25番	菅谷守夫	委員	26番	伊藤幸夫	委員
27番	熊切清	委員			

4 欠席委員(0名)

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 10件

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について 8件

議案第3号 農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について 2件

その他

6 事務局職員出席者
(農業委員会事務局)

事務局長 寺本朗男

主査 大木恒一

主査補 飯田裕幸

7 会議の概要

事務局 　ただ今から平成24年度11月定例農業委員会総会を開会いたします。
はじめに、増田会長より御挨拶をお願いいたします。

増田会長 　委員の皆さん、本日は誠に御苦労様です。
委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、ち
ゆう心より感謝申し上げます。

事務局 　本日、出席委員は27名中27名で定足数に達しておりますので、総会
は成立しております。
それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めること
となっておりますので、以降の議事の進行は増田会長にお願いします。

議 長 　これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の指名を議題とい
たします。
お諮りいたします。議事録署名人の指名でございますが、議長指名に
て御異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議 長 　御異議なしと認めます。
よって議事録署名委員は、9番渡邊弘仁委員、10番實川元久委員を指
名いたします。
以上で日程第1を終わります。

議 長 　続きまして、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申
請について」を議題といたします。なお、本議案には、熊切清委員が関係
する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第24条の
規定に基づく、議事参与の制限により、該当する事案と分けて審議、採決
します。最初に、番号1番、2番について、事務局より説明をお願いします。
熊切委員は退席をお願いします。

事務局 　議案第1号、番号1番、2番は所有権移転に関する件であります。

【議案第1号、番号1番、2番を議案書をもとに朗読】

番号1番、2番は、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各
号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上で議案の説明を終わります。

議 長 ただいまの説明に関して、地区担当委員から調査結果並びに補足説明をお願いします。

17番 番号1番、2番について、交換により互いの自作地の隣接地となるので、耕作の効率が良くなることとなります。双方とも意欲的に営農をしております問題ないと思われま。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

議 長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」番号1番、2番の質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」番号1番、2番の採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 熊切委員が着席しましたので 引き続き、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号、番号3番から10番は所有権移転に関する件であります。

【議案第1号、番号3番から10番を議案書をもとに朗読】

番号3番から10番は、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上で議案の説明を終わります。

議 長 ただいまの説明に関して、地区担当委員から調査結果並びに補足説明をお願いします。

7 番 番号3番について、譲受人は意欲的に営農をしており問題ないと思われ
ます。

5 番 番号4番について、譲受人は意欲的に営農をしており問題ないと思われ
ます。

9 番 番号5番について、譲受人は意欲的に営農をしており問題ないと思われ
ます。

10番 番号6番、7番について、当該農地の区域で土地改良事業を実施してお
り、土地の集積を図るため互いの農地を交換するもので、双方とも意欲的
に営農をしており問題ないと思われ
ます。

番号8番について、譲受人は意欲的に営農をしており問題ないと思われ
ます。

14番 番号9番について、譲受人は意欲的に営農をしており問題ないと思われ
ます。

19番 番号10番について、譲受人は意欲的に営農をしており問題ないと思わ
れます。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

議 長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」番号1番、
2番を除き質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申
請について」番号1番、2番を除き採決に入ります。原案のとおり決する
ことに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第2号、「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、第2号の議案書を御覧下さい。今月の農地法第5条の許可申請は、8件でございます。

【議案第3号、番号1番から8番を議案書をもとに朗読】

事務局 番号1番の申請地は、現況畑704㎡を譲受け専用住宅及び貸駐車場を計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号2番の申請地は、現況畑419㎡を譲受け専用住宅を計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号3番の申請地は、現況田2132㎡を譲受け建売分譲住宅6棟を計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号4番の申請地は、現況畑487㎡を父より借受け専用住宅を計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号5番の申請地は、現況畑256㎡を父より借受け専用住宅を計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号6番の申請地は、現況畑533㎡の内7.83㎡を賃借し専用住宅を計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号7番の申請地は、現況畑145㎡の内10.35㎡を賃借し専用住宅を計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号8番の申請地は、現況畑1040㎡を賃借し野菜の洗浄及び加工場を計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 ただいまの事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

13番 番号1番について、譲受人は現在賃貸住宅に住んでいますが、手狭なため専用住宅を計画するものです。なお、貸駐車場については、譲受人が役員をしている会社の車両を駐車する計画とのことです。以前、車両が盗難にあい現在は車を倉庫に駐車しており、倉庫の目的が達成できず事業に支障をきたしているとのことで、住宅地に隣接している場所に駐車場を計画したいとのことであり、また会社より要望書が提出されています。今後は自宅の前に駐車し管理したいとのことです。

計画地は、区画整理事業として整備された区域で、周辺農地への影響は少ないと思います。農地区分や転用目的にも問題ありません。

2番 番号2番について、譲受人は現在賃貸住宅に住んでいますが、手狭なた

め専用住宅を計画するものです。計画地は、区画整理事業として整備された区域で、周辺農地への影響は少ないと思います。農地区分や転用目的にも問題ありません。

5 番 番号3番について、建売分譲住宅6棟を計画するものです。周囲は宅地化が進行しており周辺農地への影響は少ないと思います。農地区分や転用目的にも問題ありません。

25番 番号4番について、譲受人は現在両親と同居していますが、子供の成長に伴い、手狭なため専用住宅を計画するものです。周辺農地への影響は少ないと思います。農地区分や転用目的にも問題ありません。

18番 番号5番について、譲受人は現在賃貸住宅に住んでいます。病弱な親の面倒をみるため、実家に戻ることもあったのですが、譲受人家族が住むには、手狭なため新たに専用住宅を計画するものです。周辺農地への影響は少ないと思います。農地区分や転用目的にも問題ありません。

1番 番号6番、7番について、譲受人は同一人です。譲受人は現在賃貸住宅に住んでいます。両申請地を含め3筆計375.59㎡に専用住宅を計画するものです。周辺農地への影響は少ないと思います。農地区分や転用目的にも問題ありません。

6番 番号8番について、譲受人の経営する会社の事業を拡大するため、野菜の洗浄及び加工場を計画するものです。農地区分や転用目的に問題ありません。周辺農地への日照、通風についての影響、排水について地域の営農への影響は少ないと思います。

議長 事務局及び担当地区委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

26番 番号3番について、譲受人の過去の許可履歴を教えてください。

事務局 平成24年3月に建売分譲住宅1棟用地の許可を受けている件は、工事の完了予定期日には至っていませんが、現在建築確認申請の準備中とのことです。

平成23年5月に貸駐車場25台用地として許可を受けている件ですが、工事が完了し諸手続きが終了後、数カ月で転売している経過があります。

転売理由ですが震災で被災した駐車場利用者の住宅用地として販売したとのことでした。

26番 繰り返し、転売している経過はありますか。

事務局 繰り返されている経過は把握できませんでした。

議長 その他、質問、御意見ございませんか。

(質問、意見なし)

議長 お諮りいたします。議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」採決に入ります。
原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議長 次に、議案第3号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 今月の農地のあっせん申し出は、2件でございます。
あっせん申出番号1番については、田1筆を、賃借したいとのことです。
あっせん申出番号2番については、畑1筆、田4筆を、賃借したいとのことです。

議長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 御異議ないものと認め、あっせん申出番号1番のあっせん委員に1番鈴木正夫委員、9番渡邊弘仁委員を選出したいと考えますが、御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議なしと認めます。

次に、あっせん申出番号2番のあっせん委員に17番及川誠委員、27番熊切清委員を選出したいと考えますが、御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議なしと認めます。

お諮りいたします。議案第3号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第3号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」採決に入ります。

あっせん申出番号1番のあっせん委員に1番鈴木正夫委員、9番渡邊弘仁委員を、あっせん申出番号2番のあっせん委員に17番及川誠委員、27番熊切清委員を選出することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、あっせん委員は、左様決定いたしました。

議 長 以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。

次にその他に入ります。

建議書について、去る19日農政委員会が開催されましたので、その経過について農政委員長より報告をお願いします。

【農政委員長報告】

議 長 農政委員長の報告が終わりました。

建議書につきましては、配布されました文書にて要望することで、御異議ございませんか。

15番

若干、表現を検討頂きたい文面があります。地産地消の件ですが、全てを賄うことには無理があります。検討頂きたいと思います。

議 長 本要望書については、御意見を踏まえ再検討いたします。なお文章については議長へ一任することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議なしと認めます。

議 長 その他、何かございますか。

(「なし。」の声あり)

議 長 ないようですので、
本日、御審議いただいた案件は、
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 10件
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について 8件
議案第3号 農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について 2件
その他でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。

また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これをもちまして、平成24年11月21日の匠瑳市農業委員会の定例総会を閉会いたします。